

広島県告示第四百六十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年四月二十五日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		所在地	土砂災害警戒区域
の種類	自然現象による原因の発生原		
高谷三一一八（一八二一） （三） 六） 大林町根ノ 谷（三〇六一）	崩壊 急傾斜地の	崩壊 急傾斜地の	表区域 示の
次の図のとおり	次の図のとおり		区域の名称
高谷三一一八（一八二一） （三） 六） 大林町根ノ 谷（三〇六一）	崩壊 急傾斜地の	崩壊 急傾斜地の	の種類 自然現象による原因の発生原
次の図のとおり	次の図のとおり	号三律の土戒定第区域の土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。	土砂災害特別警戒区域

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。